

日頃より弊社書籍をご利用くださりましてありがとうございます。

上記書籍において法改正がありましたので、本書は下記をご確認の上、訂正してお使いいただきますようお願い申し上げます。

2024年6月
TAC 建築士講座

■ 建築基準法施行規則 10 条の 3 の法改正に伴う訂正

法規テキスト p 127 本文 21 行目から 36 行目は次の資料をご利用ください。

2項 次の一号と二号の建築物には、接道義務が生じない。
(接道と同等とみなす。道路でなく道に接するので良い等。)

一号+ 規則10条の3第1項、3項

幅員4m以上の**道**(規則10条の3第1項により、**農道等 or 位置指定道路の基準に適合する道**)に2m以上接する建築物のうち、用途・規模に関し省令(規則10条の3第3項)で定める基準に適合するもの

→ **用途**(規則10条の3第3項一号)

道の区分に応じて用途が決まる。

イ **第1項第一号に規定する道**

(**農道等、公共の用に供する道**)

→ 法別表1(イ)欄(1)項に掲げる用途以外(劇場等以外)

ロ **第1項第二号に規定する道**

(**位置指定道路の基準に適合する道**)

→ ・ 一戸建ての住宅

・ 長屋

・ 法別表2(イ)項二号の用途(兼用住宅)

→ **規模**(規則10条の3第3項二号)

延べ面積500㎡以内

⇒ 特定行政庁が支障がないと認めるもの

二号+ 規則10条の3第4項

① 敷地の周囲に広い空地を有する建築物

② **農道等、公共の用に供する道**(幅員4m以上)に2m以上接する建築物(用途・規模の限定なし)

③ 十分な幅員の通路で、道路に通ずるものに接する建築物

⇒ 特定行政庁が支障がないと認めて**建築審査会の同意を得て許可したもの**